

## 令和2年度 高齢者・障害者の方に対するタクシー助成制度 (令和2年度分の申請受付は、4月1日からとなります)

高齢者・障害者の方の外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシーを利用した場合のタクシー料金の一部を助成します。

**助成対象者**(申請時点において次の①～④の要件を全て満たす方)

**【高齢者の方】★令和2年4月1日から要件の一部を緩和**

- ① 満80歳以上の方
- ② 要介護、要支援の認定をお持ちの方
- ③ **対象者本人が市民税非課税の方**
- ④ 在宅の方

**【障害者の方】★令和2年4月1日から要件の一部を緩和**

- ① 身体障害者手帳の1級、精神障害者保健福祉手帳の1級または療育手帳のAの手帳をお持ちの方
- ② **対象者本人が市民税非課税の方**
- ③ 自動車税および軽自動車税の減免を受けていない方
- ④ 在宅の方

※在宅の方とは…

病院に入院していない方、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、障害者支援施設等に入所および入居していない方です。

注) 高齢者・障害者の両方の助成の対象となる場合は、どちらか一方の助成のみとなります。

**助成内容(高齢者・障害者共通)**

500円券×16枚つづり(8,000円分)  
(1回の乗車につき1枚使用することができます。)

**申請方法および提出先**

長寿介護課、障害福祉課、生活環境課、津田・大川・長尾出張所にある申請書もしくはホームページからダウンロードし、必要事項を記入して上記へ提出してください。

**申請の際に必要なもの**

	本人が申請に来られる場合	代理人の方が申請に来られる場合
高齢者福祉タクシー	・本人の介護保険被保険者証 ・本人の印鑑	・本人の介護保険被保険者証 ・代理人の方の印鑑 ・代理人の方の本人確認ができるもの ・委任状(申請書と兼ねています)
障害者福祉タクシー	・本人の手帳 ・本人の印鑑	・本人の手帳 ・代理人の方の印鑑 ・代理人の方の本人確認ができるもの ・委任状(申請書と兼ねています)

**助成券の交付方法**

申請書を提出後、後日決定通知を申請者本人に送付します。通知書が届きましたら、通知書に記載している交付場所までお越しください。

**注意事項**

助成券を所持している方が複数人同乗しても、1回の乗車につき使用できる助成券は1枚です。介護保険の訪問介護として利用するタクシー(いわゆる介護タクシー)に乗車する場合は、助成券は使用できません。

**【問】高齢者福祉タクシーについて** 長寿介護課 ☎(0879)26-9904  
**障害者福祉タクシーについて** 障害福祉課 ☎(0879)26-9903

## 特別障害者手当・障害児福祉手当について

日常生活において常に介護を必要とする**在宅の重度障害者**の方に対する手当です。

満20歳以上の方には特別障害者手当、満20歳未満の方には障害児福祉手当となります。

**【特別障害者手当】**

○**対象者** 日常生活において、常時**特別**の介護を必要とする満20歳以上の**在宅の重度障害者**。

なお、以下の場合は支給されません。

- ・施設入所をした場合や、病院または診療所に継続して3か月以上を超えて入院をした場合。
- ・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者等に一定以上の所得がある場合。

○**支給月額** 27,200円/月(令和2年3月分まで)  
27,350円/月  
(令和2年4月分から令和3年3月分まで)

○**支給月** 2月・5月・8月・11月の年4回

**【障害児福祉手当】**

○**対象者** 日常生活において常時介護を必要とする満20歳未満の**在宅の重度障害児**。

なお、以下の場合は支給されません。

- ・施設入所をした場合。
- ・障害を事由とする公的年金を受け取ることができる場合。
- ・受給資格者または扶養義務者等に一定以上の所得がある場合。

○**支給月額** 14,790円/月(令和2年3月分まで)  
14,880円/月  
(令和2年4月分から令和3年3月分まで)

○**支給月** 2月・5月・8月・11月の年4回

**【問】障害福祉課** ☎(0879)26-9903